

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目3番7号

**東亜道路工業株式会社**

取締役社長 大西義嗣

## 第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分迄に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目3番7号 当社本社3階会議室
3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第105期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第105期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ） 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.toadoro.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、不安定な世界情勢や円高に起因する景気の不透明感が見られるものの、一部に改善の兆しが見え始めておりました。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の国内経済に与える影響は計り知れず、先行きの情勢を見極めることが困難な状況となっております。

当社グループの主要事業分野であります道路建設業界におきましては、民間設備投資は下げ止まりつつあるものの、公共投資は新規事業の中止と直轄事業費の大幅削減等の基本方針に基づき、対前年度比2割減の道路予算となった結果、受注競争が一段と激化するなど、経営環境は依然として厳しい状況のもと推移いたしました。

こうした状況のなか、当社グループでは、新中期経営計画「Sustainable Plan 2010」を策定し、環境の変化に即応できる柔軟な経営体質、安定した経営基盤の確立に向け、当社グループのもつ高い技術力、豊富な工法、高い製品開発力により、技術提案力を高め、各事業の強化をはかり、グループ収益基盤の強化に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は93,872百万円（前連結会計年度比7.0%減）、売上高は91,230百万円（前連結会計年度比12.7%減）、営業利益につきましては、2,459百万円（前連結会計年度 営業利益6,258百万円）となりました。

経常利益につきましては、2,124百万円（前連結会計年度 経常利益5,873百万円）となりました。

また、当期純利益につきましては、848百万円の当期純利益（前連結会計年度 当期純利益2,761百万円）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

事業部門別 受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

部 門		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	舗装工事	16,179	52,153	48,030	20,302
	土木工事	5,323	6,609	8,090	3,842
	計	21,502	58,763	56,120	24,144
製造販売・環境事業等		—	35,109	35,109	—
合 計		21,502	93,872	91,230	24,144

### (建設事業)

公共事業の減少が進むなか、技術提案型の営業を強化し、積極的に民間受注開拓を展開いたしました。受注競争は厳しく、受注高は58,763百万円(前連結会計年度比6.7%減)となりました。また、完成工事高は56,120百万円(前連結会計年度比15.7%減)となり、次期繰越高は24,144百万円(前連結会計年度比12.3%増)となりました。

#### 当連結会計年度の主な受注工事

受注先	工事名	工事場所
国土交通省	揚川改良 赤岩トンネル舗装工事	新潟県
国土交通省	日本海沿岸東北自動車道 温海トンネル北舗装工事	山形県
国土交通省	尾道・松江自動車道六重地区舗装工事	島根県
東京都	街路築造工事(22六関-1 谷在家)	東京都
東日本高速道路(株)	北海道縦貫自動車道 森舗装工事	北海道
西日本高速道路(株)	京滋バイパス 茨木管内舗装補修工事	京都府
株JALグランドサービス	JGS十倉寮解体工事	東京都

#### 当連結会計年度の主な完成工事

受注先	工事名	工事場所
国土交通省	東九州道(蒲江-県境) 浦之迫トンネル第2工区舗装工事	大分県
国土交通省	平成22年度 芸西舗装工事	高知県
福岡北九州高速道路公社	香椎・箱崎(ランプ部)舗装改良工事(22-1)	福岡県
東京都豊島区役所	西池袋中学校解体工事	東京都
豊田市役所	柳川瀬公園スポーツ施設整備工事	愛知県
戸田市役所	惣右衛門サッカー場改修工事	埼玉県
東日本高速道路(株)	道央自動車道 室蘭管内舗装補修工事	北海道
中日本高速道路(株)	東名阪自動車道 桑名管内舗装補修工事	愛知県

### (製造販売・環境事業等)

公共事業減少の影響を受け、売上高は35,109百万円(前連結会計年度比7.5%減)となりました。

#### (2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,282百万円で、主に製品・合材製造設備及び舗装機械等の更新によるものです。

#### (3) 重要な資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、公共事業予算の削減、民間設備投資の低迷による受注競争の激化や石油製品、建設資材の高騰による建設コストの上昇等、今後も厳しい経営環境が予想されます。

こうした環境下にあつて当社グループは、新中期経営計画「Sustainable Plan 2010」の基本方針にもとづき、計画の達成に全力を尽くしていく所存であります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第102期 平成19年度	第103期 平成20年度	第104期 平成21年度	第105期 (当連結会計年度) 平成22年度	
受 注	高	百万円	106,806	102,950	100,928	93,872
売 上	高	百万円	107,928	105,968	104,514	91,230
営 業	利 益	百万円	2,438	1,804	6,258	2,459
経 常	利 益	百万円	2,429	1,404	5,873	2,124
当 期	純 利 益	百万円	1,916	417	2,761	848
1 株	当 期 純 利 益	円	39.79	8.62	56.91	17.47
総 資 産	産	百万円	79,437	72,966	76,534	68,945
純 資 産	産	百万円	14,946	15,550	18,353	19,090

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

当社の子会社は、(株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング等26社であります。重要な子会社はありません。

当社の連結子会社は26社、持分法適用関連会社は1社で、27社の連結となっております。なお、ほかに持分法非適用関連会社が1社あります。

#### (7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社26社及び関連会社2社で構成し、建設事業を中核に、関連する建設材料の製造販売・環境事業等を主たる事業内容としております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及び事業のセグメントは、以下のとおりであります。

建設事業            舗装工事、スポーツ施設工事、造園工事、地盤改良工事、河川改修工事、特殊浚渫埋立工事等の土木工事、建築物の解体工事、コンサルタント業務等

建設材料等の製造販売事業・環境事業等

アスファルト乳剤、改質アスファルト、アスファルト合材、リサイクル骨材、砕石等の製造・販売、建設廃棄物の中間処理、汚染土壌の調査・浄化処理等

## (9) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

本        社    東京都港区六本木七丁目3番7号

支        社    北海道支社（札幌市）            東北支社（仙台市）  
                 北陸支社（新潟市）            関東支社（東京都港区）  
                 中部支社（名古屋市）           関西支社（大阪市）  
                 四国支社（高松市）            中国支社（広島市）  
                 九州支社（福岡市）

支        店    東京支店（東京都港区）           横浜支店（横浜市）  
                 千葉支店（千葉市）            茨城支店（つくば市）  
                 北関東支店（春日部市）        名古屋支店（名古屋市）

営        業    所    札幌営業所    宮城営業所    下越営業所    多摩営業所  
                 兵庫営業所    愛媛営業所    広島営業所    福岡営業所  
                 熊本営業所等    全国45営業所

工        場    アスファルト乳剤工場    横浜工場等    全国24工場  
                 アスファルト合材工場    鹿嶋合材工場等    全国39工場

技術研究所（つくば市）

### ② 子会社

㈱アスカ（東京都港区）、㈱東亜利根ボーリング（東京都港区）等26社

## (10) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,475 名	減 2 名

### ② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	931 名	減 29 名	44.4 才	20.2 年
女性	37	増 5	44.3	20.2
計又は平均	968	減 24	44.4	20.2

## (11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	6,229
株式会社りそな銀行	4,903
株式会社三井住友銀行	1,860
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,649
株式会社みずほ銀行	694

## (12) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、当社及び一部の子会社において事務所及び工場に被害が出ており、現在復旧に向けて全力で取り組んでいるところであります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 191,042,000株
- (2) 発行済株式の総数 50,787,309株（自己株式1,412,930株を除く）
- (3) 株主数 7,356名（前期末比399名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,775	5.46
株式会社横浜銀行	2,407	4.74
株式会社三井住友銀行	2,072	4.08
東亜道路従業員持株会	2,032	4.00
株式会社損害保険ジャパン	1,835	3.61
東亜道路取引先持株会	1,657	3.26
株式会社りそな銀行	1,200	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,155	2.27
若葉建設株式会社	870	1.71
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	802	1.58

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	大 西 義 嗣	
※取締役	青 木 攻	企画営業本部長兼営業部長、関係事業部担当
取締役	安 崎 裕	技術部、技術研究所、安全環境品質部、 企業倫理推進室担当
取締役	丸 尾 和 廣	管理本部長
取締役	作 田 裕 昭	工務部長、工務部高速道路部長
取締役	青 野 俊 弘	製品事業部長、製品事業部製品部長
常勤監査役	瀬之上 泰 久	
常勤監査役	鈴 木 俊 宏	
常勤監査役	河 野 浩	
監査役	神 洋 明	弁護士、特種紙商事株式会社 社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 常勤監査役河野 浩、監査役神 洋明は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役瀬之上泰久は、昭和48年から平成17年までの期間、国土道路株式会社及び当社の経理業務を含む管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 常勤監査役鈴木俊宏は、昭和47年から平成19年までの期間、当社の経理業務を含む管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。  
就任（平成22年6月29日）  
取 締 役 青野俊弘
6. 社外監査役2名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 総 額
取 締 役	6名	91百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 ( 2名)	40百万円 ( 16百万円)

- (注) 1. 株主総会決議による役員報酬限度額  
(使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。)  
取締役分：年額200百万円 監査役分：年額60百万円
2. 平成23年3月末日現在の支給人員は取締役6名、監査役4名です。



### (3) 社外役員に関する事項

社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼任先及び兼任内容
河野 浩	該当なし
神 洋 明	弁護士 特種紙商事株式会社 社外監査役

(注) 当社と社外監査役神 洋明氏が社外監査役として就任している特種紙商事株式会社とは、取引関係はありません。

社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
河野 浩	社外監査役	当期開催の取締役会15回のうち15回に、監査役会8回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
神 洋 明	社外監査役	当期開催の取締役会15回のうち12回に、監査役会8回のうち8回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

### (4) 社外監査役の実任契約に関する事項

社外監査役神 洋明は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	59百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託していません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 会社の体制及び方針

##### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

###### ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び当社の文書管理規程に基づき、文書の保存管理を行います。

###### ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は内部統制委員会を設け、有事においては社長を本部長とする「対策本部」が総括して、危機管理にあたります。平時においては、各業務部門でリスクの洗い出しを実施し、リスク発生の防止と発生後の軽減に努めるとともに、研修等を通じ、指導します。

経理部門においては、経理規程に基づき財務報告の信頼性が確保される体制を整えます。

また安全衛生、環境面においては「中央安全衛生委員会」が総括的に管理し、防止、予防、負荷の低減等に努めます。

内部監査部門は、法令、定款違反その他重大な損失の危険がある業務執行行為を発見した場合は、内部統制委員会に報告するとともに、改善策の策定を求めることができます。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

平成 18 年 6 月より、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の機能強化と効率的な運営を確保するため執行役員制度を導入しています。

執行役員制度導入後は、定例の取締役会を毎月 1 回以上開催し、経営方針及び重要事項の決定並びに執行役員の業務執行の監督を行っています。

執行役員会は、年 4 回以上開催し、業務執行上の報告等を行っています。

また、取締役及び本社業務担当執行役員をメンバーとする「本社役員会」を毎月 1 回開催し、取締役会付議事項等の事前協議、並びに各種意見交換を行っています。

④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを統括する組織として、取締役または執行役員で構成する企業倫理推進委員会を設置し、業務上遵守すべき法令、社内規則等の徹底をはかります。その推進、研修、指導組織として企業倫理推進室を設け推進に努めます。

また、違法行為が行われ、または行われようとしていることを知ったときは、企業倫理推進室及び監査室に窓口を設け、直接通報または相談する体制を作っています。

当社は、公益通報者保護法に基づき、通報者に対し不利益な取扱いはしません。

⑤当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営については、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件については、社内規程に基づき事前の協議を行います。

また、グループ会社にコンプライアンス推進担当者を配置し、コンプライアンスを統括・推進する体制を確立します。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室のスタッフをあてます。監査室スタッフは、日常監査業務で知り得た重要な事項について監査役に報告します。

監査室スタッフの人事（異動、評価等）については、人事担当役員と監査役会が事前に意見交換を行います。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

○ 常勤監査役は、取締役会、本社役員会、執行役員会及び内部統制委員会等に出席して、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し、また稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役または使用人に説明を求めることができます。

- 取締役社長と監査役会との定期的な会合を年2回実施して意見交換を行います。
- 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合は、直ちに監査役に報告します。
- 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、経理部門との情報交換を行うなど連携をはかります。

**(2) 株式会社の支配に関する基本方針**

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

**(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社の配当政策に対する基本的な考え方は、将来にわたって安定配当を継続することを第一と考え、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>48,415</b>	<b>流動負債</b>	<b>40,306</b>
現金及び預金	9,159	支払手形・工事未払金等	22,506
受取手形・完成工事未収入金等	29,036	短期借入金	10,857
未成工事支出金	5,967	1年内償還予定の社債	657
販売用不動産	62	未払法人税等	545
商品及び製品	834	未成工事受入金	3,109
仕掛品	266	完成工事補償引当金	92
材料貯蔵品	903	工事損失引当金	765
繰延税金資産	618	その他	1,772
その他	2,134	<b>固定負債</b>	<b>9,547</b>
貸倒引当金	△569	社債	1,151
<b>固定資産</b>	<b>20,530</b>	長期借入金	4,611
<b>有形固定資産</b>	<b>17,683</b>	繰延税金負債	305
建物及び構築物	2,653	再評価に係る繰延税金負債	1,495
機械装置及び運搬具	1,796	退職給付引当金	947
土地	12,844	事業整理損失引当金	364
リース資産	275	債務保証損失引当金	28
その他	114	資産除去債務	85
<b>無形固定資産</b>	<b>153</b>	その他	557
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,692</b>	<b>負債合計</b>	<b>49,854</b>
投資有価証券	1,026	<b>純資産の部</b>	
長期貸付金	1,460	<b>株主資本</b>	<b>18,475</b>
繰延税金資産	294	資本金	7,584
破産更生債権等	313	資本剰余金	6,902
その他	686	利益剰余金	4,865
貸倒引当金	△1,088	自己株式	△876
<b>資産合計</b>	<b>68,945</b>	その他の包括利益累計額	309
		その他有価証券評価差額金	155
		土地再評価差額金	153
		<b>少数株主持分</b>	<b>305</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>19,090</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>68,945</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		91,230
売上原価		82,466
売上総利益		8,763
販売費及び一般管理費		6,304
営業利益		2,459
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	22	
負債のれん償却額	0	
その他	110	164
営業外費用		
支払利息	320	
有形売却損	34	
金融手数料	122	
その他	22	499
経常利益		2,124
特別利益		
固定資産売却益	20	
投資有価証券売却益	5	
貸倒引当金戻入額	31	
債務保証損失引当金戻入額	22	
その他	24	103
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	69	
減損損失	76	
災害による損失	59	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	65	
その他	5	280
税金等調整前当期純利益		1,948
法人税、住民税及び事業税	651	
過年度法人税等	152	
法人税等調整額	240	1,044
少数株主損益調整前当期純利益		903
少数株主利益		55
当期純利益		848

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年 4月 1日)  
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	7,584	6,902	4,264	△875	17,875
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△242		△242
当 期 純 利 益			848		848
土地再評価差額金取崩額			△4		△4
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	600	△1	599
平成23年3月31日残高	7,584	6,902	4,865	△876	18,475

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日残高	83	148	232	244	18,353
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△242
当 期 純 利 益					848
土地再評価差額金取崩額					△4
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	71	4	76	60	137
当期変動額合計	71	4	76	60	737
平成23年3月31日残高	155	153	309	305	19,090

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社の名称 (株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング

連結範囲の変更

当連結会計年度において次のとおり子会社が増加しております。

新規設立による増 2社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称 1社 (株)県南

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

(株)ミヤギレキセイ

持分法を適用しない理由

上記の持分法非適用の関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微なため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(ロ) 販売用不動産

個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ハ) 商品及び製品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ニ) 仕掛品

個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ホ) 材料貯蔵品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)



(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3連結会計年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。

③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した連結会計年度より費用処理しております。

⑤ 事業整理損失引当金 …… 事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、事業整理の内容等を勘案して、今後発生すると認められる損失見込額を計上しております。

⑥ 債務保証損失引当金 …… 債務保証等について、将来の損失に備えるため、保証先の資産状態等を勘案して、特に計上を要すると認められる損失見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。  
ヘッジ手段 …… 金利スワップ  
ヘッジ対象 …… 借入金の利息
  - ③ ヘッジ方針  
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。
  - ④ ヘッジ有効性評価の方法  
特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。
- (7) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

- (1) 会計処理の原則及び手続きの変更  
(資産除去債務に関する会計基準等の適用)  
当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。  
これにより、営業利益及び経常利益は4百万円減少し、税金等調整前当期純利益は70百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始時における資産除去債務の計上額は83百万円であります。
- (2) 表示方法の変更  
(連結損益計算書関係)  
会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。
- (3) 追加情報  
(連結貸借対照表関係)  
会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示しております。  
(連結株主資本等変動計算書関係)  
会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示しております。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

下記の資産は貸株による短期借入金（108百万円）の担保に供しております。

投資有価証券 153百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,055百万円

### 3. 保証債務

銀行借入等の保証債務 323百万円

従業員の借入に対する保証債務 15百万円

### 4. 受取手形裏書譲渡高 29百万円

### 5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

固定資産税評価額（地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格）に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
△ 1,841百万円

### 6. 事業整理損失引当金

当社の子会社㈱サンロックの碎石事業の廃止に伴い発生する、将来の損失に備えるため、今後発生すると認められる損失見込額を計上しております。

### Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

#### 1. 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。  
(減損損失の金額)

地 域	主な用途	種 類	金 額
北海道圏	事務所	建物及び構築物等	52百万円
中部圏	遊休資産	土地	13百万円
関西圏	遊休資産	建物	11百万円

減損損失を把握するにあたり、継続的に損益の把握を行っている管理会計上の区分を考慮して建設事業と製造販売・環境事業等に分けてグルーピングを実施しております。

その結果、事務所については競争激化により収益性が低下しているため、遊休資産については価値の下落が発生したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失76百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、土地13百万円、建物46百万円、その他17百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定し、固定資産税評価額等に基づいて算出しております。

#### 2. 災害による損失

東日本大震災により、被災した棚卸資産の廃棄処分費用、製造設備の復旧費用及び現状回復に関する修繕費の見積額を計上したものであり内訳は以下のとおりであります。

棚卸資産処分費用	17百万円
製造設備復旧・修繕費用	41百万円
合 計	59百万円

上記のほか固定資産除却損のなかに滅失等による除却損35百万円が含まれております。

### Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 52,200,239株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

平成22年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	253百万円
②1株当たりの配当額	5円
③基準日	平成22年3月31日
④効力発生日	平成22年6月30日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

普通株式の配当に関する事項

①配当の原資	利益剰余金
②配当金の総額	152百万円
③1株当たりの配当額	3円
④基準日	平成23年3月31日
⑤効力発生日	平成23年6月30日

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、営業管理部門が取引先の状況を適時モニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各連結子会社が月次に資金繰計画を作成し、その報告に基づき、当社が全体としての資金繰りの管理を管理本部で行う方法をとっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	9,159	9,159	—
(2)受取手形・完成工事未収入金等	29,036	29,036	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	628	628	—
(4)長期貸付金	1,460		
貸倒引当金(*)	△780		
	679	715	35
資産計	39,504	39,539	35
(1)支払手形・工事未払金等	22,506	22,506	
(2)短期借入金	10,857	10,858	0
(3)1年内償還予定の社債	657	658	0
(4)社債	1,151	1,153	1
(5)長期借入金	4,611	4,619	7
負債計	39,784	39,795	11
デリバティブ取引	—	—	—

(\*)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

#### (1)現金及び預金、並びに(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	258	449	191
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	197	178	△18
合	計	455	628	172

#### (4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを勘案した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

#### 負債

##### (1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 短期借入金、並びに(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

##### (3) 1年内償還予定の社債、並びに(4)社債

当社グループの発行する社債は、銀行引受の固定利付社債であり、元利金の合計額を同様の新規発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。  
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	1,580	860	(*)	

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額397百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## VI. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要  
事業用土地の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を取得から20～30年と見積り、割引率は2.2～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減  
期首残高 (注) 83百万円  
時の経過による調整額 1百万円  
期末残高 85百万円

(注)当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

## VII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要  
当社及び一部の子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸している土地等を有しております。
2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,789	19	1,809	2,094

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△152百万円であります。

### 2. 主な変動

増加は事業用資産の賃貸への転用33百万円、減少は遊休土地の売却6百万円

### 3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

### 3. 賃貸等不動産に関する損益

- (1)当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、62百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。
- (2)当該賃貸等不動産に係る売却損益は、1百万円(特別利益に計上)であります。



## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 386円95銭
- 1株当たり当期純利益 17円47銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	848百万円
普通株式に係る当期純利益	848百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	48,551千株

## Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>43,131</b>	<b>流動負債</b>	<b>35,640</b>
現金及び預金	7,885	支払手形	8,621
受取手形	3,979	工事未払金	5,517
完成工事未入金	14,294	買掛金	2,190
売掛金	5,120	短期借入金	9,574
未成工事支出金	5,480	1年内償還予定の社債	637
販売用不動産	62	1年内返済予定の長期借入金	2,510
商品及び製品	353	未払費用	1,157
材料貯蔵品	528	未払法人税等	654
前払費用	144	未払消費税等	416
繰延税金資産	577	未成工事入金	244
短期貸付金	577	工事損失引当金	2,776
未収入金	2,294	完成工事補償引当金	763
営業外受取手形	659	その他	67
信託受益権	948	<b>固定負債</b>	<b>8,515</b>
その他の金	1,088	社債	1,091
貸倒引当金	63	長期借入金	4,522
	△350	再評価に係る繰延税金負債	1,457
<b>固定資産</b>	<b>19,540</b>	退職給付引当金	614
<b>有形固定資産</b>	<b>15,611</b>	債務保証損失引当金	303
建物及び構築物	1,986	長期預り保証金	149
機械装置及び運搬具	1,460	長期未払金	129
工具、器具及び備品	86	資産除去債務	40
土地	11,824	その他	206
リース資産	249	<b>負債合計</b>	<b>44,156</b>
その他の他	4	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>111</b>	<b>株主資本</b>	<b>18,347</b>
ソフトウェア	49	資本	7,584
電話加入権	33	資本剰余金	6,255
その他	28	資本準備金	5,619
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,817</b>	その他資本剰余金	635
投資有価証券	676	利益剰余金	4,832
関係会社株式	1,419	利益準備金	906
長期貸付金	4,553	その他利益剰余金	3,926
破産更生債権等	290	固定資産圧縮積立金	40
長期前払費用	85	別途積立金	3,257
繰延税金資産	285	繰越利益剰余金	628
会員の他	35	<b>自己株式</b>	<b>△324</b>
その他	188	評価・換算差額等	168
貸倒引当金	△3,719	その他有価証券評価差額金	68
		土地再評価差額金	99
<b>資産合計</b>	<b>62,672</b>	<b>純資産合計</b>	<b>18,516</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>62,672</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日)  
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b> 完成工事業高 製品の売上取入 その他営業収入	45,241 18,531 3,594	67,366
<b>売上価</b> 完成工事業原価 製品の売上原価 その他原価	42,860 16,122 2,485	61,468
<b>売上利益</b> 完成工事業総利益 製品の売上総利益 その他営業一般管理費	2,381 2,408 1,108	5,898
<b>営業外収益</b> 受取配当金 受取の利息 その他	121 16 72	210
<b>営業外費用</b> 支払利息 手数料 形融売手の却数 その他	335 34 122 11	503
<b>経常利益</b>		1,393
<b>特別利益</b> 固定資産売却益 債務保証損失引当金の戻入 その他	9 22 29	61
<b>特別損失</b> 固定資産除却損 貸倒引当金の繰入 減損損失 災害による損失 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 その他	3 40 76 58 28 0	264
<b>税引前当期純利益</b>		1,190
法人税、住民税及び事業税 過年度法人税等 法人税調整額		400 151 63
<b>当期純利益</b>		573

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(自 平成22年 4 月 1 日)  
(至 平成23年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		資 本 準 備 金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成22年3月31日残高	7,584	5,619	635	6,255	906	40	1,207	2,363	4,517
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立							2,050	△2,050	—
剰余金の配当								△253	△253
当期純利益								573	573
土地再評価差額金取崩額								△4	△4
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,050	△1,735	314
平成23年3月31日残高	7,584	5,619	635	6,255	906	40	3,257	628	4,832

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成22年3月31日残高	△322	18,034	49	94	143	18,177
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△253				△253
当期純利益		573				573
土地再評価差額金取崩額		△4				△4
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			19	4	24	24
当期変動額合計	△1	313	19	4	24	338
平成23年3月31日残高	△324	18,347	68	99	168	18,516

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

② 販売用不動産

個別法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 商品及び製品

総平均法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④ 材料貯蔵品

総平均法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3事業年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度より費用処理しております。
- ⑤ 債務保証損失引当金 …… 債務保証等について、将来の損失に備えるため、保証先の資産状態等を勘案して、特に計上を要すると認められる損失見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。  
ヘッジ手段 …… 金利スワップ  
ヘッジ対象 …… 借入金の利息
- ③ ヘッジ方針  
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(9) 重要な会計方針の変更

会計処理の原則及び手続きの変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は1百万円減少し、税引前当期純利益は30百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始時における資産除去債務の計上額は39百万円であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

下記の資産は貸株による短期借入金（108百万円）の担保に供しております。  
投資有価証券 153百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,600百万円

### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,764百万円 短期金銭債務 3,224百万円

長期金銭債権 3,108百万円

### (4) 保証債務

銀行借入等の保証債務 1,463百万円

商取引に対する保証債務 1,155百万円

従業員の借入に対する保証債務 15百万円

---

計 2,633百万円

### (5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

固定資産税評価額（地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格）に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,841百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高 1,539百万円

仕入高 7,575百万円

営業取引以外の取引高 163百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,412,930株

## 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	1,323百万円
未払賞与	176百万円
役員退職慰労未払金	26百万円
債務保証損失引当金	122百万円
会員権評価損	23百万円
投資有価証券評価損	226百万円
固定資産	145百万円
退職給付引当金	247百万円
その他	434百万円

繰延税金資産小計	2,725百万円
----------	----------

評価性引当額	△1,829百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	895百万円
----------	--------

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△27百万円
-----------	--------

その他	△5百万円
-----	-------

繰延税金負債合計	△32百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	863百万円
-----------	--------

(別途)

土地再評価に係る繰延税金負債	1,457百万円
----------------	----------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.3%
--------	-------

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3%
--------------------	------

住民税均等割等	6.7%
---------	------

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.5%
----------------------	-------

過年度法人税	12.8%
--------	-------

評価性引当額	△3.6%
--------	-------

その他	△1.2%
-----	-------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.8%
-------------------	-------



## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱トーアホールディング*	所有 直接100	—	関連会社運営管理	貸付金の回収 受取利息 関係会社株式の購入	1,071 33 1,071	長期貸付金 —	857 —
	㈱東亜利根 ホールディング*	所有 間接100	—	建設工事の受注・ 発注 当社製品等の販売 材料等の購入	貸付金の回収 受取利息 銀行借入に対する保証債務	127 20 500	短期貸付金 長期貸付金 —	179 670 —
	㈱アスカ	所有 間接100	—	材料等の購入	貸付金の回収 借入の返済 銀行借入に対する債務保証 商取引保証 支払利息 受取利息	240 372 300 1,155 27 15	長期貸付金 短期借入金 — — — —	540 977 — — — —
	㈱サンロック	所有 直接100	—	建設工事の受注・ 発注 当社製品等の販売 材料等の購入	資金の貸付 受取利息	697 14	短期貸付金 長期貸付金 —	1,997 424 —

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ㈱サンロックの一部の貸付金については、金利を減免しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- ㈱トーアホールディングとの関係会社株式の購入の価格に関しては、法人税基本通達9-1-14(財産評価基本通達)によって決定しております。
- 金融機関等からの要請に基づき㈱東亜利根ホールディング、㈱アスカの債務に対し、必要と認められる保証を行っております。
- 取引先からの要請に基づき㈱アスカの仕入債務に対し、必要と認められる保証を行っております。
- 子会社への貸倒懸念債権等について合計2,661百万円の貸倒引当金と合計275百万円の債務保証損失引当金を計上しております。また、当事業年度において、448百万円の貸倒引当金繰入額、358百万円の債務保証損失引当金戻入額を計上し損益計算書上は相殺表示しております。

### (2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 364円58銭  
(2) 1株当たり当期純利益 11円29銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	573百万円
普通株式に係る当期純利益	573百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	50,793千株

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、平成23年2月10日開催の取締役会における決議に基づき、当社の100%子会社である株式会社トーアホールディングを平成23年4月1日付で吸収合併いたしました。

- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 関係会社管理

事業の内容 関係会社管理・運營業務

② 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社トーアホールディングを消滅会社とする吸収合併

③ 結合後企業の名称

東亜道路工業株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

株式会社トーアホールディングは、当社の100%出資子会社であり、主に当社の子会社の管理・運營業務を行ってきました。その業務を当社に吸収してグループ経営の一層の効率化を図るため、株式会社トーアホールディングを吸収合併いたしました。

- (2) 実施する会計基準の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

東亜道路工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原 吉 隆	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 本 千 人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島 村 哲	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜道路工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月10日

東亜道路工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原 吉 隆	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 本 千 人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島 村 哲	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 105 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 23 年 5 月 12 日

東亜道路工業株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬之上泰久 ⑩

常勤監査役 鈴木 俊宏 ⑩

常勤社外監査役 河野 浩 ⑩

社外監査役 神 洋明 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第105期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、152,361,927円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	450,000,000円
-------	--------------

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	450,000,000円
---------	--------------

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営の一層の効率化を図るため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おおにしよし つぐ 大西義嗣  (昭和17年) (10月14日生)	昭和40年4月 当社入社 平成5年4月 当社関西支社製品部長 平成7年3月 当社製商品部長 平成9年1月 当社中部支社長 平成12年6月 当社取締役中部支社長 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 平成18年6月 当社代表取締役専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役社長  現在に至る	70,000株
2	あおき おさむ 青木政  (昭和18年) (3月22日生)	昭和43年9月 当社入社 昭和63年4月 当社札幌支店工事営業部長 平成7年3月 当社北陸支社長 平成10年5月 当社関西支社長 平成12年6月 当社取締役関西支社長 平成16年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社常務執行役員営業本部長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成20年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長 平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長 平成22年4月 当社代表取締役専務執行役員企画営業本部長 平成23年4月 当社代表取締役専務執行役員企画営業本部長兼営業部長兼製品事業本部長  現在に至る  担当 企画営業本部長兼営業部長、製品事業本部長、 関係事業部担当	36,000株
3	あんざき ゆたか 安崎裕  (昭和19年) (5月27日生)	平成4年4月 建設省土木研究所道路部 道路交通総括研究官 平成7年7月 当社入社 技術顧問 平成10年4月 当社技術部長 平成10年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社代表取締役専務取締役 平成18年6月 当社代表取締役専務執行役員 平成21年6月 当社取締役専務執行役員 平成23年4月 当社取締役専務執行役員技術本部長  現在に至る  担当 技術本部長、 安全環境品質部担当、企業倫理推進室担当	75,000株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	まる お かず ひろ 丸 尾 和 廣  (昭和24年 12月20日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年4月 当社関西支社管理部長 平成13年8月 当社関西支社管理部長兼安全管理部長 平成14年4月 当社関西支社管理部長 平成18年4月 当社九州支社管理部長 平成19年4月 当社九州支社管理部長兼品質環境システム室長 平成19年6月 当社取締役執行役員管理部長 平成21年4月 当社取締役執行役員管理本部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 現在に至る  担当 管理本部長	31,000株
5	さく だ ひろ あき 作 田 裕 昭  (昭和25年 4月20日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 当社関東支社工務部長 平成17年5月 当社四国支社長 平成19年4月 当社執行役員中国支社長 平成21年4月 当社執行役員工務部長兼工務部高速道路部長 平成21年6月 当社取締役執行役員工務部長兼工務部高速道路部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員工務本部長兼工務部高速道路部長兼工務本部建築部長 現在に至る  担当 工務本部長、工務部高速道路部長、 工務本部建築部長	9,000株

(注) 上記取締役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役4名のうち2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

#### 監査役候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	もり じん 信一 (昭和30年 3月26日生)	平成16年4月 株式会社横浜銀行鶴見支店長 平成18年8月 株式会社横浜銀行監査部長 平成19年6月 株式会社横浜銀行常勤監査役  (重要な兼職の状況) ケイヒン株式会社社外監査役	0株
2	じん じん 洋明 (昭和24年 4月8日生)	昭和54年4月 弁護士登録  平成15年6月 当社監査役  (重要な兼職の状況) 特種紙商事株式会社社外監査役	14,000株

(注) 1. 上記監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 森 信一、神 洋明の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に対する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

森 信一氏につきましては、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に精通されており、その高い見識と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、また、神 洋明氏につきましては、弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

神 洋明氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。

(3) 神 洋明氏は東京証券取引所に定める独立役員であります。なお、森 信一氏につきましても、本議案が承認された場合、同取引所に定める独立役員となる予定であります。

- (4) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について  
神 洋明氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満8年であります。
- (5) 社外監査役との責任限定契約について  
候補者 神 洋明氏が選任された場合、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、藤田浩司氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位並びに重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
ふじ 藤 田 浩 司  (昭和39年 1月22日生)	平成8年4月 弁護士登録 平成13年4月 第一東京弁護士会常議員 平成13年4月 第一東京弁護士会法律相談委員  現在に至る	0株

(注) 1. 上記補欠の監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 藤田浩司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に対する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

藤田浩司氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を当社の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

藤田浩司氏につきましては、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、藤田浩司氏が社外監査役に就任された場合には、当社との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償を負う場合は、当社定款第47条の規定に基づき、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった任務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

## 株主総会会場ご案内図

